

## TMG 法律事務所 交通事故事件 報酬規定

### 第1条（報酬等の種類）

- 1 この基準における報酬等とは、法律相談料、着手金、報酬金、手数料及び日当とする。
- 2 前項の用語の意味は以下のとおりとする。
  - ① 法律相談料とは、依頼者に対して行う法律相談（電話による相談を含む）の対価をいう（着手金受領後には同一事件につき法律相談料は発生しない。）。
  - ② 着手金とは、事件又は法律事務（以下、あわせて「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
  - ③ 報酬金とは、事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
  - ④ 手数料とは、原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
  - ⑤ 日当とは、弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

### 第2条（支払時期）

- 1 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。
- 2 事件受任時に経済的利益の算出が困難である場合、事件等の依頼を受けたときに最低着手金10万円を請求し、事件等の処理が終了したときに、得られた経済的利益を元に着手金を算出して、当初の着手金10万円との差額を精算するものとする。

### 第3条（事件等の個数等）

- 1 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、民事裁判事件において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- 2 交渉、示談斡旋等裁判外の事件が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。
- 3 同一の事件について、交渉から調停、訴訟、調停事件から訴訟、訴訟第1審から控訴審など手続きが移行した場合には追加着手金を請求する。但し、追加着手金は、そ

れぞれ当初着手金の25%（4分の1）を超えない金額とする。

- 4 同一の事件について交渉、調停、訴訟第1審、控訴審へと順次手続きが進んだ場合でも、追加で受領できる着手金の合計金は当初の着手金の50%（2分の1）を超えないものとする。
- 5 依頼者が訴訟提起した際に受けた反訴事件については、着手金を請求しない。ただし、相手方からの請求金額を減額させた金額を経済的利益として、本訴事件とは別に報酬金を請求する。

#### 第4条（報酬の増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、この基準によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

#### 第5条（法律相談料）

法律相談料は、30分ごとに5000円とする。

#### 第6条（経済的利益の算定方法）

前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- ① 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- ④ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

#### 第7条（算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで縮減する。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
  - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益

の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第8条（民事事件の着手金及び報酬金）

訴訟事件、示談斡旋事件、調停事件及び交渉事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

##### 1 着手金

- ① 経済的利益の額が300万円以下の場合、経済的利益の額の8%とする。ただし、経済的利益の額の8%が10万円に満たない場合は10万円とする。
- ② 経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合、経済的利益の額の5%に9万円を加えた額とする。
- ③ 経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合、経済的利益の額の3%に69万円を加えた額とする。
- ④ 経済的利益の額が3億円を超える場合は、経済的利益の額の2%に369万円を加えた額とする。

##### 2 報酬金

- ① 経済的利益の額が300万円以下の場合、経済的利益の額の16%とする。
- ② 経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合、経済的利益の額の10%に18万円を加えた額とする。
- ③ 経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合、経済的利益の額の6%に138万円を加えた額とする。
- ④ 経済的利益の額が3億円を超える場合は、経済的利益の額の4%に738万円を加えた額とする。

#### 第9条（増減額）

- 1 前条の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 2 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前条の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

#### 第10条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、第8条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第8条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第8条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第8条の規定により算定された額の4分の1とする。た

だし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。

- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第8条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、8万円を最低限とする。

#### 第11条（自賠責請求）

- 1 相手方（ないし相手方担当保険会社）に対する賠償交渉に先立ち、依頼者との協議のもと自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による損害賠償請求（以下、「被害者請求」という。）を行って給付を受けた保険金は、本件事件等の経済的利益に含める。但し、次項に述べる簡易な被害者請求についてはこの限りではない。
- 2 簡易な被害者請求の手数料額は3万円若しくは保険金額の2%とする。但し、簡易な被害者請求とは、治療費、休業証明書、後遺障害診断書等被害者請求に必要な資料の殆どを依頼者本人又は相手方保険会社が収集済であって、賠償金請求（・後遺障害認定）について弁護士による追加の資料の作成ないしその指示、指導・助言を必要としない請求に限る。

#### 第12条（日当）

- 1 日当は次のとおりとする。
  - ① 往復2時間を超え4時間までの場合は、3万円とする。
  - ② 往復4時間を超える場合は、5万円とする。
- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

#### 第13条（実費等の負担）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 被害者請求ないし調停、示談斡旋、訴訟において傷害結果を明らかにするため、読影医による意見ないし意見書が必要と判断される場合には、依頼者と協議のうえ、鑑定書の作成を医師に依頼することがある（3万円～6万円程度）。

#### 第14条（消費税の扱い）

本基準規定の法律相談料、着手金、報酬金、手数料及び日当は、いずれも消費税抜きの金額であり、実際の費用、報酬等の算定時には相談日（法律相談料）、契約日（着手金）ないし事件終了後の費用請求日（報酬金、日当、手数料）の消費税率を乗じた金額

を請求するものとする。

(以 上)